

情報通信機器を用いた診療の経緯について

平成30年2月8日

情報通信機器を用いた診療と「医師法第20条無診察診療の禁止」（1948年）に関するこれまでの経緯

1997 情報通信機器を用いた診療 （厚生省健康政策局長通知）

- ・初診患者は原則対面
- ・遠隔診療患者の対象を例示
＜離島、へき地、別表の患者
（在宅糖尿病患者等）＞

2016 遠隔診療のみで完結する場合 （医政局医事課長通知）

対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結する事は医師法違反になりうる

2015 情報通信機器を用いた診療の明確化 （厚生労働省事務連絡）

遠隔診療の対象は1997年の通知に示した患者に限定されず、通知は例示の旨を明確化

2017 「規制改革実施計画」の閣議決定 （厚生労働省医政局長通知）

- ・患者側の理由で診療が中断した場合、直ちに医師法違反にはならない
- ・禁煙外来の柔軟な取り扱い
- ・テレビ電話や電子メール、SNS等を組み合わせた診療が可能

2018 情報通信機器を用いた診療に関するルール整備

医療上の安全性・必要性・有効性が担保された適切な診療を普及するための一定のルール整備

今後 遠隔診療の適切な実施・普及へ



「医師法第20条無診察診療の禁止」の原則の提示

1948 医師法 無診察診療の禁止 (第20条)

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

1997 情報通信機器を用いた診療 (厚生省健康政策局長通知)

遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。

- 直接の対面診療を行うことができる場合等には、これによること。
- 上記にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
 - ① 直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な場合）
 - ② 病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保し、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合。例えば別表の患者の場合）

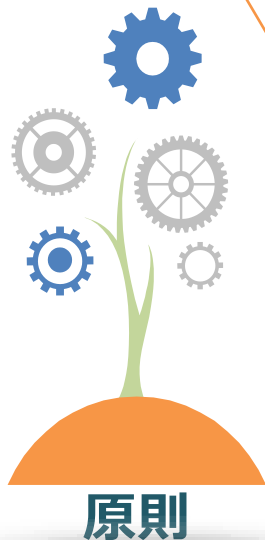
2003 一部改正

2011 一部改正

（別表の患者）在宅酸素療法を行っている患者、在宅難病患者、在宅糖尿病患者、在宅喘息患者、在宅高血圧患者、在宅アトピー性皮膚炎患者、褥瘡のある在宅療養患者、在宅脳血管障害療養患者、在宅がん患者

2016 東京都福祉保健課局医療政策部医療人材課長による照会 (厚生労働省医政局医事課長通知)

- 「電子メール、SNS等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うもので、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有益な情報を得られないと考えられる場合」また「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合」は医師法違反になりうる。



2015 情報通信機器を用いた診療の明確化（厚生労働省事務連絡）

- 1997年の通知に示した「離島、へき地の患者の場合」および病状の安定している患者の「別表の患者の場合」は例示
- 遠隔医療は、直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではない

2017 「規制改革実施計画」の閣議決定

- 遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病 患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。

2017 厚生労働省医政局長による通知

- 保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話やソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しないこと。

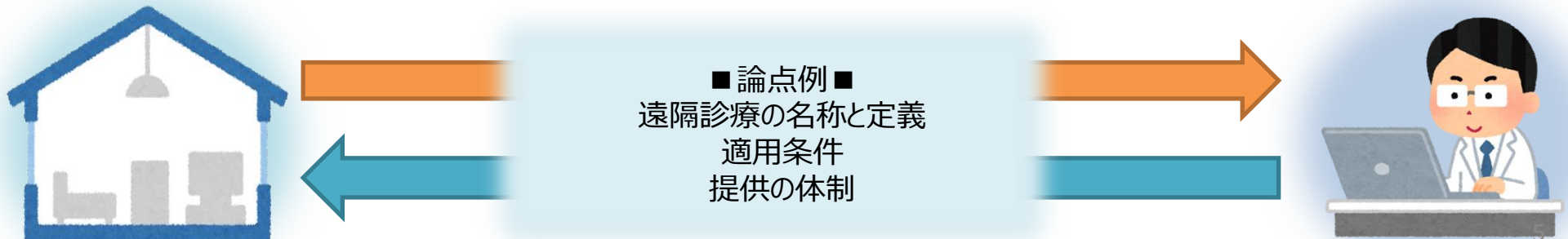
- **安全性・必要性・有効性**の担保のない遠隔診療は、遠隔診療の信頼性を損ないその推進を妨げる恐れがある

2018 情報通信機器を用いた診療に関するルール整備

医療上の安全性・必要性等が担保された適切な遠隔診療を普及するための一定のルール整備

情報通信機器を用いた診療に関するルール整備

- 情報通信技術の進展に合わせ、情報通信機器を用いた診療が普及してきているが、更なる普及・推進のためには、**医療上の安全性・必要性・有効性が担保された適切な診療を普及させていく必要**があり、一定のルール整備が求められる。
- こうした状況を踏まえ、**年度末を目途に、情報通信機器を用いた診療に関するルール整備**を行う。
- 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）」について」（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行うこと等、情報通信機器を用いた診療を実施する際の留意点が示されている。
- 情報通信機器を用いた診療を実際に行う場合、上記留意点の考え方を踏まえ、実施の判断についてはそれぞれの医師が行うこととなるが、その判断の参考となるよう、次の内容を定めた情報通信機器を用いた診療に関するルール整理を行う。
 - ・ 医療上の**安全性**の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療を行う際の**原則の明示**
 - ・ 医療上の**必要性、有効性**の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療が適する**診療形態の例示**等



1. 目的

現在、ICT技術の進展に合わせ、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）が発達・普及してきているが、適切な遠隔診療の普及が行われるためには、その医療上の必要性・安全性・有効性等が担保される必要がある。「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においても、遠隔診療について「必要なルールを包含するガイドラインを整備」し、今年度内に取りまとめ公表することとされている。このため、遠隔診療を行うにあたり必要なルールについて検討し、今年度内にガイドラインの策定を行うことを目的として、本検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 遠隔診療の定義・名称
- (2) 遠隔診療を実施する際の必要性・安全性・有効性を担保するために求められるルール
- (3) (1)(2)を包含した遠隔診療に関するガイドラインの策定 等

3. 構成員

今村 聡	公益社団法人日本医師会副会長
大道 道大	一般社団法人日本病院会副会長
落合 孝文	一般社団法人日本医療ベンチャー協会理事
金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
酒巻 哲夫	一般社団法人日本遠隔医療学会名誉理事
島田 潔	板橋区役所前診療所院長
高倉 弘喜	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
中島 公博	公益社団法人日本精神科病院協会理事
宮田 裕章	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター理事長

4. スケジュール

平成30年2月より開催



参考資料

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

基本的考え方

- 診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本。
- 遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

＜参考＞医師法（昭和23年法律第201号）第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

平成9年局長通知の留意事項（一部）

- 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。
- 直接の対面診療を行うことができる場合等には、これによること。
- 上記にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
 - ① 直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な場合）
 - ② 病状が安定している患者（長期に診療してきた慢性期患者など）に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保し、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合（例えば、別表の患者の場合）

平成27年事務連絡における明確化事項

- ①の「離島、へき地の患者の場合」は例示であること。
- ②の「別表の患者の場合」は例示であること。
- 遠隔医療は、直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではないこと。

情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

平成29年局長通知における明確化事項

- 保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話やソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しないこと。

平成9年局長通知により遠隔診療の例として示しているもの

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

I Society5.0に向けた戦略分野

1. 健康・医療・介護

（2）新たに講ずべき具体的施策

③・AI等のICTやゲノム情報等を活用した医療

遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。

I T時代の遠隔診療（「規制改革実施計画」からの抜粋）

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

Ⅱ 分野別措置事項

5. 投資等分野

（2）個別実施事項

③ I T時代の遠隔診療

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	遠隔診療の取扱いの明確化	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成29年度 上期検討・ 結論・措置	厚生労働省
12	遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充	対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオンラインを組み合わせることで継続的な経過観察が可能になり重症化を防ぐといった例も含め、診療報酬上より適切な評価がなされるよう、遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。	平成29年度 検討・結論 平成30年度 措置	厚生労働省

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

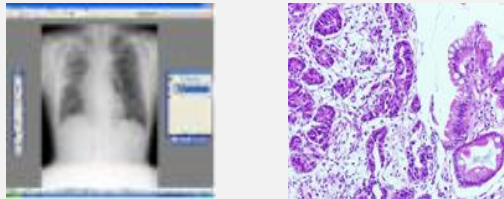
Ⅱ 3. Society5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命5. 投資等分野

（2）第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

②健康・医療・介護

ii) 遠隔診療等

対面診療と適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資する遠隔診療について、2018年度の診療報酬改定において、新たに評価を設ける。あわせて、安全で効果的・効率的な遠隔診療の普及のため、国民に向けた「遠隔診療の基本的な考え方」、具体的なユースケース、遠隔診療の適用に必要な受診期間や患者との合意形成の在り方等必要なルールを包含するガイドラインを整備する。これらを一貫性の確保されたパッケージとして今年度内に取りまとめ、公表する。

	診療形態		診療報酬での評価
医師対医師 (D to D)	情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い 特定領域の専門的な知識を持っている医師と 連携して診療を行うもの		・遠隔画像診断 画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師 に送信し、その読影・診断結果を受信した場合 ・遠隔病理診断 標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持って いる医師に送信し、診断結果を受信した場合
			
医師対患者 (D to P)	情報通信機器を 用いた診察	医師が情報通信機器を用いて 患者と離れた場所から診察を 行うもの 	・電話等による再診 患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を 受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護 に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し 治療上必要な適切な指示をした場合
	情報通信機器を 用いた遠隔 モニタリング	情報通信機能を備えた機器を 用いて患者情報の遠隔モニタリ ングを行うもの 	・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者 に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必 要な指導を行った場合

13